（内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部改正）

第七条　内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和三年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事、都道府県に置かれる審議会その他の合議制の機関又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 ［号を削る。］ 一・二　［略］ ［号を削る。］	次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事、都道府県に置かれる審議会その他の合議制の機関又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十七条第一項（同法附則第二条第三項の規定により準用する場合を含む。） 二・三　［同上］ 四　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十三条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第十五条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）及び第二項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第五十条第一項、第五十六条第一項並びに第五十八条の八第一項
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和五年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十四号

食品安全委員会令（平成十五年政令第二百七十三号）第三条第四項の規定に基づき、食品安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月三十一日　内閣総理大臣　岸田　文雄

食品安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

食品安全委員会事務局組織規則（平成十五年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事務局に置く課等） **第一条**　食品安全委員会（以下「委員会」という。）の事務局に、次の四課を置く。 総務課 評価第一課 評価第二課 情報・勧告広報課 ［条を削る。］	（事務局に置く課等） **第一条**　食品安全委員会（以下「委員会」という。）の事務局に、次の四課及びリスクコミュニケーション官一人を置く。 総務課 評価第一課 評価第二課 情報・勧告広報課 （リスクコミュニケーション官の職務） **第六条**　リスクコミュニケーション官は、命を受けて、関係者相互間の情報及び意見の交換に関する重要事項に係るものに参画する。